別記第１号様式（第６条関係）

移住者起業補助金交付申請書

 　　　　年　　月　　日

 和歌山県知事 様

 申請者 住所

 氏名

　　　　　年度において、移住推進市町村へ移住し新たに地域課題の解決に資する社会的事業を実施したいので、補助金　　　　　　円の交付について、和歌山県補助金等交付規則第４条の規定により、関係書類を添えて申請します。

　なお、この申請に当たり同規則第５条の２に規定する補助金等の交付の除外要件に該当することが判明した場合又は同規則第１０条第２項の規定に違反した場合には、同規則第１７条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

 関係書類

１　地域課題解決型起業補助金の交付決定通知書の写し

２　地域課題解決型起業補助金の交付申請時に提出した交付申請書の写し

（添付書類を含む）

　　　　３　住民票

別記第２号様式（第８条関係）

移住者起業補助金変更承認申請書

　　年　　月　　日

和歌山県知事　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　年　　月　　日付け　　　　　第　　　　号で交付決定通知のあった和歌山県移住者起業補助金にかかる事業内容を下記のとおり変更したいので、和歌山県移住者起業補助金交付要綱第８条の規定により、承認を申請します。

記

　１　変更の理由

　２　変更の内容

　※参考となる資料を添付すること。

別記第３号様式（第９条関係）

移住者起業補助金実績報告書

 　　　　　年　　月　　日

 和歌山県知事 様

 　 報告者 住所

 氏名

年　　月　　日付け　　第　　　号で交付決定のあった移住者起業補助金について、和歌山県補助金等交付規則第１３条の規定により、関係書類を添えて報告します。

関係書類

　１　地域課題解決型起業補助金の実績報告時に提出した実績報告書の写し

（添付書類を含む）

　　　　２　地域課題解決型起業補助金の額の確定通知書の写し

　３　住民票（申請時から住所の変更があった場合）

　４　個人事業の開業届又は法人登記

別記第４号様式（第１３条関係）

年度消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

年　　月　　日

　和歌山県知事　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　補助事業者名

　　　　　年　　月　　日付け移推第　　　号で額の確定を受けた　　　　年度和歌山県移住者起業補助金に係る消費税等仕入控除税額について、次のとおり報告します。

記

１　和歌山県補助金等交付規則第１４条に基づく額の確定

　　　　　　　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　　円

２　補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税及び地方消費税相当額

　　　　　　　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　　円

３　消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入に係る消費税及び地方消費税相当額

　　　　　　　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　　円

４　補助金返還相当額（３－２）

　金　　　　　　　　　　　円

５　添付書類

　　　２及び３の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等

　別記第５号様式（第１４条関係）

移住者起業補助金事業状況報告書

年　　月　　日

和歌山県知事 様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

 年 月 日付け　　第　　　　　号をもって交付決定がなされた上記の補助事業に関し、 年度の事業状況について、和歌山県移住者起業補助金交付要綱第１４条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１　経営状況

（１）当初計画との比較

　・予定より上回っている　　・予定通り　　　　・予定より下回っている

（２）予定と相違ある場合の主な理由、及び今後の見通し

|  |
| --- |
|  |

２　廃業・移転予定等の有無

　　　廃業（検討していない　・　検討中　・　予定あり又は廃業済（時期：　　年　　月頃））

　　　移転（検討していない　・　検討中　・　予定あり又は移転済（時期：　　年　　月頃））

　　　転居（検討していない　・　検討中　・　予定あり又は転居済（時期：　　年　　月頃））

※上記の理由（転居先等についても記述すること）

|  |
| --- |
|  |

注１ 補助事業によって取得し、または効用の増加した財産で、次に掲げるものを、事業完了後に

譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供する場合、知事の承認を受けなければならない（和

歌山県移住者起業補助金交付要綱第１５条）。廃業済（予定）と回答した場合は別途聞き取り

を行う旨留意すること。

①不動産及びその従物

②取得価格又は効用の増加価格が５０万円以上の機械及び器具

③その他知事が特に必要があると認めて指定するもの

　注２ 「移転」とは、事業に係る事務所の場所を変更することをいう。

　注３ 「転居」とは、居住地を変更することをいう。